

二 終議決定年月日 昭和十一年七月八日  
三 事業主側

(1) 名称 隅田川棧船株式会社

(2) 本社所在地 浅草区雷門一ノ一

(3) 事業主 神奈川縣鎌倉山高砂 取締役社長 高田貞三郎

(4) 事業種族 乗客運送輸送業

(5) 資本金 八万円(金額拂込)

(6) 企業系統 ナシ

(7) 使用従業員数 四十五名  
(監督三名、船長一名、船尉七名、水夫七名、火夫八名、石炭夫一名、以上是及九十名)

(8) 労働賃銀 月給最前五十万円、最低二十万円、平均三十八万円

(9) 退職手当制度は福利施設の有無 ナシ

(10) 事業主、団体関係 ナシ

四 労働者側

(1) 爭議参加者数 四十三名(監督二名ヲ除キ全員)

(2) 爭許参加者中組合加盟者数並組合名

四十三名 日本港灣後業員組合東京支部

(3) 応援団体 同右

五 終議金生原因

標記会社後業員間ニテリテハ最近会社ノ採レル諸問題ニ対ス

ル態度ハ昭和六年十月ニ決定セル団体協約ヲ無視セルモ、多

ク斯レハ折衝更生途上ニテハ会社ヲテ再世往年ノ如キ苦

難ニ遭遇セルハ甚ダシク見解ノ下ニ此ノ際真ニ協

賛融合一俣トシテ社業ノ全展ノ為メニ協力邁進スル為ニハ速

ニ協働委員会ヲ設置シ又賞世ハ世上一般ノ例ニ倣ヒ年ニ四之

ヲ支給スル要アリトシ該ニ項目ニ關スル稟願書ヲ七月八日所

属組合ノ応援ヲ得テ提考レタルニヨリ

六 経過

七月八日午後一時日本港灣後業員組合東京支部議長常任役員